

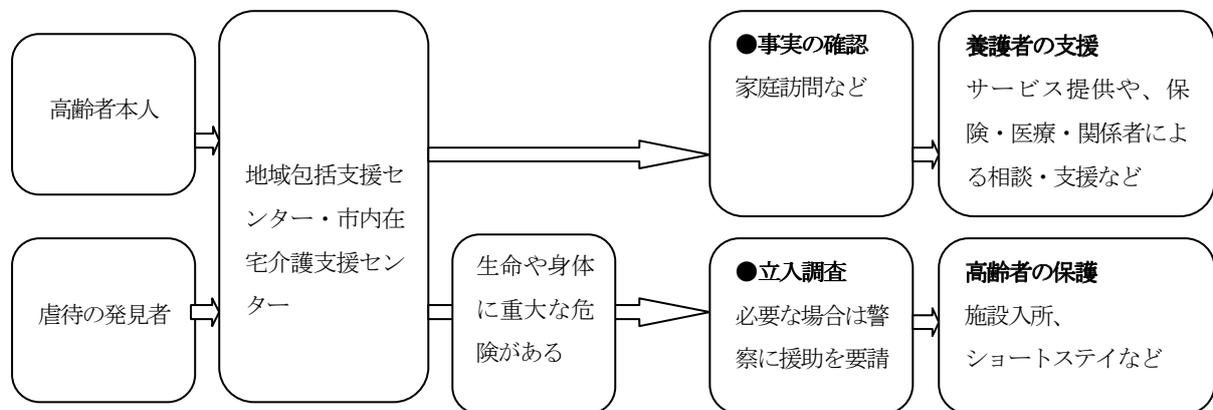
～ 高齢者への^{ぎゃくたい}虐待を防ぎましょう ～

高齢者の虐待とは、どのようなことを言うの？

「虐待」と聞くと、つい暴力を振られるイメージがわきますが、食事を与えない、怒鳴ったり悪口を言う、わいせつな行為、金銭を渡さない等も虐待になります。

介護者は、自分では「介護」であり、「いたわり」と思うことも、高齢者にとっては「いじめ」や「ひどいこと」と感じているかもしれません。また、虐待をしていることに気付いても、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることがあります。

市では、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を立ち上げ、警察、保健所、民生委員、行政委員、在宅介護支援センター、介護保険施設、診療所、社会福祉協議会など各関係機関と協力し対応しています。



高齢者の虐待に気付いた方は、平川市地域包括支援センター又は、お近くの在宅介護支援センターまで、ご相談ください。

場所	連絡先	相談時間
平川市地域包括支援センター (平川市健康センター内)	44-1111 (内線1147)	8:15~17:00
平賀在宅介護支援センター (緑青園内)	44-6116	8:30~17:30
三笠在宅介護支援センター (三笠ケアセンター内)	44-8877	8:30~17:30
尾上在宅介護支援センター (社協尾上事業所内)	57-5351	8:00~16:45
在宅介護支援センターさわか園 (さわか園内)	43-5432	8:30~17:30
碓ヶ関在宅介護支援センター (社協碓ヶ関事業所内)	45-2182	8:00~16:45